## 国立大学法人筑波技術大学IR室規程

平成29年1月26日 規 程 29 第 1 号

最終改正 令和元年5月22日規程第31号

国立大学法人筑波技術大学IR室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第12条の規定に基づき、IR室に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 IR室は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 学内外の教育研究及び業務運営等に係る情報の収集に関すること。
  - (2) 本学の将来構想の検討に資する情報の収集に関すること。
  - (3) 前2号により収集した情報の分析・評価に関すること。
  - (4) 前号により分析・評価を行った結果の学内利用に関すること。
  - (5) 前4号に係るシステムの整備に関すること。
- 2 I R室において個人情報を取扱うに当たっては、国立大学法人筑波技術大学個人情報保護 規則を遵守し、利用目的の特定、管理等、その適正な保護に努めなければならない。

(組織)

- 第3条 IR室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 室長
  - (2) 副室長
  - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名する副学長をもって充て、副室長は、学長が指名する教員及び大学戦 略課長をもって充てる。
- 3 室長は、IR室の業務を総括する。
- 4 副室長は、室長の職務を補佐し、IR室の所掌事項をつかさどるとともに、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 室員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 学長が指名する副学長
  - (2) 学長が指名する教員 若干人
  - (3) 事務局長が指名する事務職員 若干人
- 6 室員は、室長の指示の下、IR室の業務を処理する。

(任期)

- 第4条 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の在任期間とする。

(IR室への協力)

第5条 教職員は、IR室が行う教育研究等に係る情報の収集に協力するものとする。

(事務)

第6条 IR室に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか,IR室の運営に関し必要な事項は,学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。